

平成17年 住民税申告日程表

受付時間：午前9時から11時30分
午後1時から 3時

期	日	対象自治公民館	場 所
2月2日	水曜日	下京塚原	下京塚原自治公民館
4日	金曜日	京塚原	京塚原自治公民館
7日	月曜日	種子田	種子田自治公民館
8日	火曜日	大願寺	大願寺自治公民館
10日	木曜日	市場・諏訪下・小路下手	柏原区集会施設（区公民館）
14日	月曜日	川口	川口自治公民館
16日	水曜日	湯田原	農産物処理加工施設
21日	月曜日	栗野	栗野自治公民館
23日	水曜日	紫尾上	紫尾区公民館
24日	木曜日	紫尾中	紫尾区公民館
25日	金曜日	紫尾下	紫尾区公民館
28日	月曜日	上場・大平	大平自治公民館
3月1日	火曜日	山神・麓	鶴田地区コミュニティセンター
2日	水曜日	迫川内・広南	鶴田地区コミュニティセンター
3日	木曜日	東・東善寺	鶴田地区コミュニティセンター
7日	月曜日	櫛ヶ迫	鶴田町保健センター
8日	火曜日	上下大迫	鶴田町保健センター
9日	水曜日	大野	鶴田町保健センター
10日	木曜日	高嶺	鶴田町保健センター
11日	金曜日	新田・柳野	鶴田町保健センター



確定申告は正しく、お早めに！ 住民税の申告日程も決まりました



所得税の確定申告期間は2月16日（水）から3月15日（火）までとなっています。

確定申告をするときに、あわてないで済むように、今から必要書類などを準備しておきましょう。

◎確定申告に必要なもの

- ◇税務署から送付された申告書をお持ちの方は、その「申告書」や「収支内訳書」と「印鑑」
- ◇年金・給与などある方は、「平成16年分源泉徴収票」
- ◇生命保険料・個人年金保険料や損害保険料の支払いのある方は、「支払保険料の証明書」
- ◇医療費控除を受ける方は、「支払った医療費の領収書・明細書」「保険などで補てんされる金額の明細書」

◇住宅借入金等特別控除を受ける方は、「住民票の写し」、「登記簿謄本」、「売買契約書（請負契約書）の写し」、「住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書」等

◇雑損控除を受ける方は、「被害を受けた住宅家財の支払い明細書」、「保険などで補てんされる金額の明細書」

◎確定申告をしなければならぬ方

- ◇事業をしている方、不動産収入のある方、土地や建物をつた方
- ◇サラリーマンで、給与の年収が2000万円を超える方や、給与所得や退職所得以外の所得が20万円を超える方

申告書の書き方などでお分かりにならないことがありましたら、最寄りの税務署にお気軽にお問い合わせください。

▽川内税務署 ☎22-2830

◎所得税の申告相談

日時 2月17日・18日
午前9時～11時30分
午後1時～3時

場所 農産物処理加工施設

住民税の申告日程

2月2日（水）から3月9日（水）まで申告の受け付けを行います。期限内に正しい申告を済ませましょう。

◎住民税申告に必要なもの

必要書類は確定申告と同じですが、事業収入（営業、農業、その他の事業）のある方は「収入金の証明書等や必要経費の領収書」等。また、農業収入のある方は「日雇い収入金明細書」、必要経費の領収書等。その外に収入のあられた方は、その収入金の証明書等や必要経費の領収書、「平成16年分年金・給与の源泉徴収票」など。

当日は、例年会場が混雑しますので、他の申告者の迷惑にならないよう必ず領収書・明細書等整理し、持参してください。

なお、申告の日程・場所については、平成17年住民税申告日程表のとおりとなっています。申告書の書き方などでお分かりにならないことがありましたら、役場税務課にお問い合わせください。

▽問い合わせ 役場税務課
☎59-3111（内線131）



●国民年金●

保険料免除制度を4段階方式に

所得が低いなど保険料の納付が困難な場合、現行では申請により保険料の全額または半額を免除する制度がありますが、出来るだけ保険料を納付しやすくするために、所得に応じてきめ細かく免除制度を設けることになりました。平成18年7月から従来の全額免除・半額免除に加え、新たに保険料の「4分の1免除」、「4分の3免除」が導入されます。

免除される保険料の割合	免除期間分の年金額
4分の1	8分の7に減額
半額	4分の3に減額
4分の3	8分の5に減額
全額	2分の1に減額

基礎年金番号ってなんだろう？

「基礎年金番号」は、加入する年金制度ごとに別々に付けられていた記号番号を、平成9年1月から共通化したものです。この基礎年金番号ができたことにより、学生が就職して会社員などになった場合や、会社を退職して自分で事業をするようになった場合など、途中で加入制度が変わったとしても、番号が生涯変わらない「一人一番号」の仕組みになりました。

これにより、異なる公的年金制度間での情報交換を円滑に行い、未加入者の発生防止や各種サービスができるようになりました。

基礎年金番号が記載された年金手帳は、初めて国民年金制度に加入した時に交付されます。年金手帳は、年金に関する手続きや問い合わせ、または年金を請求する時に必ず使用します。年金手帳は大切に保管しましょう。